

定 款

東亞建設工業株式会社

東亜建設工業株式会社 定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、東亜建設工業株式会社と称する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 土木、建築工事の調査、企画、設計、施工、監理及びコンサルティング業務の請負又は受託
- (2) 建設工事用機械器具、材料、諸施設等の設計、製造販売、輸入販売、修理及び賃貸借
- (3) 浚渫、埋立及び土地造成
- (4) 不動産の売買、交換、賃貸借、仲介、管理及び鑑定
- (5) 地域開発、都市開発並びに海洋開発に関する企画、設計、監理及び工事の請負
- (6) 船舶の建造、入渠修理、解体及び舶用機器の製造販売並びに修理
- (7) 海上運送事業、内航海運業、港湾運送事業、倉庫業及び自動車運送事業
- (8) 觀光、娯楽、体育、保健、冠婚葬祭施設等の建設及び賃貸借並びに経営
- (9) 環境整備、公害防止等に関する施設の建設並びに工事の請負
- (10) 工業所有権、ノウハウ、コンピューターを利用したソフトウェアの取得、開発、実施許諾及び販売
- (11) 測量、地質調査
- (12) 廃棄物の収集、運搬、処分、再生及び加工販売
- (13) 損害保険代理業、生命保険の募集に関する業務、旅行業法に基づく旅行業及び労働者派遣事業
- (14) 事務用機器の販売、賃貸及び保守管理サービス
- (15) 海洋深層水の取水、販売並びに海洋深層水を利用した清涼飲料水の製造及び販売
- (16) 道路、鉄道、港湾、空港、河川、水道、下水道、庁舎、廃棄物処理施設その他の公共施設並びにこれらに準ずる施設の企画、建設、保有、維持管理及び運営
- (17) 医療用機械機器の販売、高齢者福祉施設の経営及び在宅介護サービス事業

- (18) 発電並びに電気、熱等エネルギーの供給事業及びこれらに関するコンサルティング業務
- (19) 人事、労務及び経理等事務代行業務
- (20) 警備業
- (21) 前記各号の事業に附帯し、又は関連する他の事業
当会社は、法令に抵触しない限り、他の事業に投資し、又は会社設立の発起人となることができる。

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を東京都新宿区に置く。

(機 関)

第 4 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公 告 方 法)

第 5 条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他、やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、6千万株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料並びに株主の権利の行使に関する手続は、法令又は定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(新株予約権無償割当に関する事項の決定)

第 12 条 当会社は、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により、新株予約権無償割当に関する事項を決定することができる。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 13 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

(招 集 地)

第 14 条 当会社の株主総会は、東京都区内において招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 15 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者および議長)

第 16 条 株主総会は、社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 社長に事故あるときは、取締役会の決議により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 17 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議)

- 第 18 条 株主総会の決議は、法令又は定款に特別の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第 19 条 株主は、議決権を有する他の株主1名に委任して、その議決権を行使することができる。
- 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会決議事項)

- 第 20 条 株主総会においては、法令又は本定款に別段の定めのある事項をその決議により定めるほか、当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)の導入、変更、継続及び廃止に関する決議を行うことができる。

第 4 章 取締役及び取締役会

(定員及び選任)

- 第 21 条 当会社の取締役は、10名以内とし、株主総会で選任する。
- ただし、取締役に欠員を生じた場合に法定の員数を欠かず且つ業務に差支えのないときは、補充選任を延期し、又は行わないことができる。
- 2 取締役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数の決議によって選任する。
- 3 取締役の選任は、累積投票によらない。

(任期)

- 第 22 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第 23 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
- 2 取締役会は、その決議によって取締役のうちから、会長、副会長及び社長各1名を定めることができる。

(取締役会)

第 24 条 取締役会は、業務執行を決定する。

- 2 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、会長がこれを招集し、その議長となる。
- 3 会長に欠員又は事故あるときは、社長がこれに当り、社長に支障あるときは、第16条第2項の規定に準拠して他の取締役がこれに代る。
- 4 取締役会に関する規程は、取締役会の決議をもって別に定める。

(取締役会招集の通知)

第 25 条 取締役会の招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日より4日前に発するものとする。

ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(社外取締役の責任限定)

第 27 条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠つことによる損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

(相談役、顧問の委嘱)

第 28 条 業務上必要あるときは、取締役会の決議により、相談役及び顧問を置くことができる。

第 5 章 監査役及び監査役会

(定員及び選任)

第 29 条 当会社の監査役は、5名以内とし、株主総会で選任する。

ただし、監査役に欠員を生じた場合に法定の員数を欠かず且つ業務に差支えのないときは、補充選任を延期し、又は行わないことができる。

- 2 監査役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(任期)

第 30 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役及び常任監査役)

第 31 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

2 監査役会は、その決議によって常任監査役を選定することができる。

(監査役会招集の通知)

第 32 条 監査役会の招集の通知は、各監査役に対し、会日より 4 日前に発するものとする。

ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。

(監査役会規程)

第 33 条 監査役会に関する規程は、監査役会の決議をもって別に定める。

(社外監査役の責任限定)

第 34 条 当会社は、会社法第427条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 35 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 36 条 当会社の剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿等に記載又は記録された株主、登録株式質権者又は信託財産の受託者に対して支払う。

ただし、支払開始の日から満 3 年を経過したときは、当会社は、その支払義務を免れる。